

安心安全

犯罪ゼロのまちづくりを

鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例が施行されました

犯罪を未然に防止し、市民のみなさんが安全に、そして、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」が、平成18年1月1日から施行されました。この条例は、学識経験者などから構成された「鳥取市安全・安心まちづくり検討委員会」で協議・検討し、市民のみなさんから寄せられた意見を踏まえて制定し施行となったものです。

本市では、この条例に基づき、市民、事

業者、市などが協働し、犯罪をなくすための総合的な対策を効果的に推進するため、「安全で安心なまちづくり基本計画」を策定中であり、現在、公募委員3人を含む委員15人で構成される「鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会」で内容について審議しています。基本計画案がまとまり次第公表し、市民のみなさんから意見をうかがう予定です。また、防犯活動モデル団体補助事業として自主的に防犯活動を行っている5団体を選定し、それぞ

れに防犯活動講習会の開催、防犯パトロールの実施、地域安全マップ作成による地域コミュニティの育成など多彩な地域防犯活動を実施していただいています。今後は、基本計画に基づき警察など関係機関と連携をとりながら、モデル事業の実践事例を参考に自主防犯活動助成制度の充実、防犯活動リーダー講習会の開催、地域防犯情報の提供など、活動団体の支援や組織づくりを推進し、より効果的な自主防犯活動を全市に展開していきます。



▲地域の子どもたちを守る「中ノ郷地区安全パトロール隊」

「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例(抜粋)」

基本理念

安全で安心なまちづくりは、市並びに市民、事業者及び土地所有者等(以下「市民等」という。)がそれぞれの役割を担い、自らの地域は自らで守るという意識のもとに協働して推進されなければならない。

市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、市民等の防犯意識高揚のための啓発活動、市民等への防犯情報の積極的提供、地域の安全及び安心のために必要と認められる環境整備その他必要な施策を実施しなければならない。

市は、前項に規定する施策の実施にあたっては、市民等、国、他の地方公共団体、市の区域を管轄する警察署その他関係機関及び関係団体と密接な連携を図るとともに、高齢者、障害者、児童その他特に援護を必要とする者に配慮しなければならない。

市民の責務

市民は、安全で安心なまちづくりに必要な知識及び技術を積極的に習得するよう努めなければならない。

市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

事業者の責務

事業者は、その事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

事業者は、その従業員に安全で安心なまちづくりに必要な知識及び技術を習得させるよう努めなければならない。

事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

自主防犯活動団体

市民等は、地域が一体となり安全で安心なまちづくりを推進するため、自主的な防犯活動を行う団体(以下「自主防犯活動団体」という)を組織するよう努めるものとする。

市は、自主防犯活動団体に対して、必要な技術的援助を行い、又はその防犯活動に要する経費の全部又は一部を助成することができる。

※条例は、本市ホームページに掲載しています。



◀湖南地区の青少年を守り育て支援等を目的とする連絡会での「湖南防犯パトロール」検討会議

問い合わせ先

市役所本庁舎危機管理課

☎(0857)20-3127